



栃木県公報

平成26年
6月24日(火)
第2591号

目次

告 示

○土壤汚染対策法による要措置区域の指定	561
○予定保安林	561
○栃木県立岡本台病院、栃木県立がんセンター及びとちぎりハビリテーションセンターの料金に係る未収金及び手数料に係る未収金の徴収事務の委託	562
○道路の区域の変更	562
○道路の供用開始	563

合 同 訓 令

○ねんりんピック栃木2014栃木県実施本部設置規程の制定	563
------------------------------	-----

公 告

○栃木県情報公開条例の運用状況の公表	567
○栃木県個人情報保護条例の運用状況の公表	569
○土地改良区役員の退就任	572

議 会

○栃木県議会情報公開条例の運用状況の公表	573
----------------------	-----

告 示

栃木県告示第305号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成26年 6月24日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定する区域
大田原市住吉町二丁目2477番、2487番6、2496番1及び2477番地先の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

(環境保全課)

栃木県告示第306号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 6月24日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田原市両郷字富士山384、919-1、919-2、920から923まで、字背土山911、912-2、字丑コロバシ913から918まで、字岩下裏930-1、953から959まで、961、962、963-1、963-2、字久保背土山986、字宮ノ脇

987-2、988-2 から988-4 まで、991、992-6、997、998-2、998-4、998-5、998-8、999、1000、字尼
崎1002-1、1004-3、字岡平1018-1、1019-1、1019-4、1021、字坊平1022、字飯森山1027、字八岡1029-
1（次の図に示す部分に限る。）、1029-5、1032-1、字中妻1037、字三平1081、字岩下前1310、字天宮裏
2170、2171、2173-1、字久留美ヶ沢2178、2179-1、2180-1、2180-3、字馬小露毘沢2181-1、2181-5、
2182、2183-1、字久保薄裏2186-2、2186-4、2187、字松ノ口裏2188-1、2188-2、字関根裏2190-1、
2190-3、2192-1、2192-7、2192-8・字温泉山2194-1（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）、
2195、字五斗蒔裏2197、2198-1、2199、2202-1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画
で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第307号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、平成26年4月1日付けで次のとおり栃
木県立岡本台病院、栃木県立がんセンター及びとちぎリハビリテーションセンターの料金に係る未収金及び手
数料に係る未収金の徴収事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第
1項の規定により告示する。

平成26年6月24日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託事務の内容

栃木県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年栃木県条例第51号）第4条に規定する料金（駐車料金を
除く。）に係る未収金及び栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）別表第1の125の項に規定する手
数料に係る未収金の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麹町四丁目7番2号Daiwa麹町4丁目ビル3階

(2) 名称

弁護士法人鈴木康之法律事務所

3 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

（医療政策課）

栃木県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年6月24日から同年7月24日まで一般の縦
覧に供する。

平成26年6月24日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道
路線名 一般県道 佐野環状線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
270	前	佐野市植下町字新若宮4001-5から 佐野市若宮上町字若宮上2-1まで	12.0	159.5	
	後	佐野市植下町字新若宮4001-5から 佐野市若宮上町字若宮上2-1まで	12.0～15.0	159.5	

栃木県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年6月24日から同年7月24日まで一般の縦覧に供する。

平成26年6月24日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
219	一 般 県 道 松 田 葉 鹿 線	足利市松田町707-1から 足利市松田町707-1まで	平成26年6月24日
219	一 般 県 道 松 田 葉 鹿 線	足利市松田町380-1から 足利市松田町379-4まで	平成26年6月24日
270	一 般 県 道 佐 野 環 状 線	佐野市植下町字新若宮4001-5から 佐野市若宮上町字若宮上2-1まで	平成26年6月24日

(道路保全課)

合 同 訓 令

栃 木 県
栃木県公営企業
栃木県教育委員会
栃木県人事委員会
栃木県監査委員
栃木県議 会

訓令第一号

知 事 部 局
労働委員会事務局
企 業 局
教育委員会事務局
学校以外の教育機関
人事委員会事務局
監査委員事務局
議 会 事 務 局

ねんりんピック栃木二〇一四栃木県実施本部設置規程を次のように定める。

平成二十六年六月二十四日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一
栃 木 県 教 育 委 員 会

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫
 栃木県代表監査委員 石 崎 均 人
 栃木県議会議長 螺 良 昭 人

ねんりんピック栃木二〇一四栃木県実施本部設置規程

(設置)

第一条 第二十七回全国健康福祉祭とちぎ大会に関する事務を円滑に処理するため、ねんりんピック栃木二〇一四栃木県実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(組織)

第二条 実施本部は、実施本部長、実施副本部長及び実施本部付をもって組織する。

(実施本部長)

第三条 実施本部の長は、実施本部長（以下「本部長」という。）とし、知事をもって充てる。

2 本部長は、実施本部を代表し、その事務を総理する。

(実施副本部長)

第四条 実施本部に、実施副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、副知事をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

(実施本部付)

第五条 実施本部に、実施本部付（以下「本部付」という。）を置き、知事部局本庁の各部長、会計局長、企業局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び議会議務局長並びに保健福祉部次長をもって充てる。

2 本部付は、実施本部の事務のうち本部長から特に命ぜられたものを処理する。

(部)

第六条 実施本部に、別表第一の上欄に掲げる部を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 部に部長を置き、本部長が別に定める職員をもって充てる。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

(班)

第七条 実施本部に、別表第二の上欄に掲げる部ごとに同表の中欄に掲げる班を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 班に班長及び班員を置き、それぞれ本部長が別に定める職員をもって充てる。

3 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理する。

4 班員は、上司の命を受け、班の担当事務に従事する。

(庶務)

第八条 実施本部の庶務は、保健福祉部ねんりんピック推進室において処理する。

(委任)

第九条 この訓令に定めるもののほか、実施本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令は、平成二十六年十月七日限り、その効力を失う。

別表第一（第六条関係）

部	分 掌 事 務
総務部	一 実施本部に係る事務の総括及び各部との連絡調整に関すること。 二 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 三 不測の事態への対応に関すること。 四 総合開会式・閉会式の会場及びイベントの会場における警備、防災及び通信に関すること。 五 実施本部に係る事務で他部の事務に属さない事項に関すること。

広報部	<ul style="list-style-type: none"> 一 交流大会成績の記録等の収集及び整理に関する事。 二 広報、調査、報道及び記者会見に関する事。
招待部	<ul style="list-style-type: none"> 一 招待者に関する事。 二 お成りに関する事。 三 大会役員に関する事。
式典部	<ul style="list-style-type: none"> 一 総合開会式・閉会式の式典の進行に関する事。 二 総合開会式・閉会式の会場における選手団、出演者及び入場者の受付、案内、整理及び誘導に関する事。 三 総合開会式・閉会式の会場の維持管理及び美化に関する事。 四 総合開会式の会場におけるイベントの運営に関する事。
医療衛生部	<ul style="list-style-type: none"> 一 総合開会式・閉会式の会場及びイベントの会場における医療救護に関する事。 二 総合開会式・閉会式の会場及びイベントの会場における食品環境衛生対策に関する事。 三 総合開会式・閉会式の会場における弁当引換所の運営に関する事。
交通輸送部	<ul style="list-style-type: none"> 一 選手団、出演者及び入場者の輸送及び案内に関する事。 二 選手団の歓迎に関する事。 三 バス乗降所における利用者の案内、整理及び誘導に関する事。 四 総合開会式の会場における駐車場の管理並びにその利用者の案内、整理及び誘導に関する事。 五 パークアンドライドに係る駐車場の管理並びにその利用者の案内、整理及び誘導に関する事。
イベント交流部	<ul style="list-style-type: none"> 一 イベント（マロニエプラザ、県庁、総合文化センター及びオリオンスクエアにおけるものに限る。次号及び第三号において同じ。）の運営に関する事。 二 イベントの会場における出演者及び入場者の受付、案内、整理及び誘導に関する事。 三 イベントの会場の維持管理及び美化に関する事。

別表第二（第七条関係）

部	班	分 掌 事 務
総務部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の庶務に関する事。 二 実施本部に係る事務の総括並びに部内及び各部との連絡調整に関する事。 三 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。 四 不測の事態への対応に関する事。 五 総合開会式・閉会式の会場及びイベントの会場における通信の管理に関する事。 六 他部及び部内の他班の事務に属さない事項に関する事。
	警備防災班	<ul style="list-style-type: none"> 一 総合開会式・閉会式の会場及びイベントの会場における警備及び防災に関する事。
広報部	記録班	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の庶務に関する事。 二 部内及び各部との連絡調整に関する事。 三 交流大会成績の記録等の収集及び整理に関する事。 四 総合開会式の会場及びイベント（イベント交流部の部総合文化センター班の項第三号に掲げるものを除く。）の会場の入場者数の集計及び入場者に対するアンケートの実施に関する事。 五 部内の他班の事務に属さない事項に関する事。

招待部	報道班	<ul style="list-style-type: none"> 一 記者会見に関する事。 二 報道関係資料の作成、整理及び配布に関する事。 三 報道員席及び報道用取材施設の管理に関する事。 四 総合開会式・閉会式の会場及びイベントの会場における取材調整及び報道員の誘導に関する事。
	招待者班	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の庶務に関する事。 二 部内及び各部との連絡調整に関する事。 三 総合開会式・閉会式の会場における招待者の受付、案内、誘導及び資料の配布に関する事。 四 部内の他班の事務に属さない事項に関する事。
	お成り班	<ul style="list-style-type: none"> 一 お成りに係る事務に関する事。
	大会役員班	<ul style="list-style-type: none"> 一 総合開会式・閉会式の会場における大会役員への受付、案内、誘導及び資料の配布に関する事。 二 大会役員控室の管理に関する事。
式典部	式典班	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の庶務に関する事。 二 部内及び各部との連絡調整に関する事。 三 総合開会式・閉会式の式典の進行に関する事。 四 総合開会式・閉会式の入場行進時における選手団の案内、整理及び誘導に関する事。 五 部内の他班の事務に属さない事項に関する事。
	入場整理班	<ul style="list-style-type: none"> 一 総合開会式・閉会式の会場における入場者の受付に関する事。
	会場管理班	<ul style="list-style-type: none"> 一 総合開会式・閉会式の会場における案内所の運営に関する事。 二 総合開会式・閉会式の会場における入場者の案内、整理及び誘導に関する事。 三 総合開会式・閉会式の会場の維持管理及び美化に関する事。 四 総合開会式の会場におけるイベントの運営に関する事。
	選手団班	<ul style="list-style-type: none"> 一 総合開会式・閉会式における選手団への受付、案内、整理及び誘導に関する事。 二 総合開会式・閉会式における選手団の荷物預り所の運営に関する事。
	出演者班	<ul style="list-style-type: none"> 一 総合開会式・閉会式における出演者の受付、案内、整理及び誘導に関する事。 二 総合開会式・閉会式における出演者の控室の管理に関する事。
	医療衛生部	医療救護班
衛生・弁当管理班		<ul style="list-style-type: none"> 一 総合開会式・閉会式の会場及びイベントの会場における食品環境衛生対策に関する事。 二 総合開会式・閉会式の会場における弁当引換所の運営に関する事。

交通輸送部	運行管理班	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の庶務に関する事。 二 部内及び各部との連絡調整に関する事。 三 選手団、出演者及び入場者の輸送バスの運行管理に関する事。 四 部内の他班の事務に属さない事項に関する事。
	歓迎案内班	<ul style="list-style-type: none"> 一 宇都宮駅等における選手団の歓送迎及び案内所の運営に関する事。
	乗降誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 一 輸送バス等により移動する選手団の案内、整理及び誘導に関する事。 二 宇都宮駅におけるシャトルバス利用者の案内、整理及び誘導に関する事。 三 パークアンドライドに係る駐車場の管理並びにその利用者の案内、整理及び誘導に関する事。 四 イベントの会場におけるシャトルバス利用者の案内、整理及び誘導に関する事。
	駐車場班	<ul style="list-style-type: none"> 一 総合開会式の会場における駐車場の管理並びにその利用者の案内、整理及び誘導に関する事。
イベント交流部	マロニエプラザ班	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の庶務に関する事。 二 部内及び各部との連絡調整に関する事。 三 マロニエプラザにおけるイベントの運営に関する事。 四 マロニエプラザにおけるイベントの出演者及び入場者の受付、案内、整理及び誘導に関する事。 五 マロニエプラザにおけるイベントの会場の維持管理及び美化に関する事。 六 部内の他班の事務に属さない事項に関する事。
	県庁班	<ul style="list-style-type: none"> 一 県庁におけるイベントの運営に関する事。 二 県庁におけるイベントの出演者及び入場者の受付、案内、整理及び誘導に関する事。 三 県庁におけるイベントの会場の維持管理及び美化に関する事。
	総合文化センター班	<ul style="list-style-type: none"> 一 総合文化センターにおけるイベントの運営に関する事。 二 総合文化センターにおけるイベントの出演者及び入場者の受付、案内、整理及び誘導に関する事。 三 総合文化センターにおけるイベント（本部長が必要と認めるものに限る。）の入場者数の集計及び入場者に対するアンケートの実施に関する事。 四 総合文化センターにおけるイベントの会場の維持管理及び美化に関する事。
	オリオンスクエア班	<ul style="list-style-type: none"> 一 オリオンスクエアにおけるイベントの運営に関する事。 二 オリオンスクエアにおけるイベントの出演者及び入場者の受付、案内、整理及び誘導に関する事。 三 オリオンスクエアにおけるイベントの会場の維持管理及び美化に関する事。

(ねんりんピック推進室)

公 告

○栃木県情報公開条例の運用状況の公表

栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第33条の規定により平成25年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年6月24日

栃木県知事 福田 富一

1 公文書開示請求の決定等の状況

(1) 請求の件数

区	分	件	数
個	人		856
法	人		1,637
任意の団体			15
合	計		2,508

(2) 請求に係る対象公文書数

実	施	機	関	件	数					
知	総	合	政	策	部	17				
	経	営	管	理	部	271				
	県	民	生	活	部	19				
	環	境	森	林	部	556				
	保	健	福	祉	部	435				
	産	業	労	働	観	光	部	22		
	農		政		部	203				
	県	土	整	備	部	8,976				
	会		計		局	7				
	企		業		局	24				
	事	小			計	10,530				
教	育	委	員	会	86					
選	挙	管	理	委	員	会	162			
人	事	委	員	会	5					
監	査	委	員		-					
公	安	委	員	会	16					
警	察	本	部	長	267					
労	働	委	員	会	-					
収	用	委	員	会	-					
内	水	面	漁	場	管	理	委	員	会	-
合				計	11,066					

(3) 請求に係る対象公文書の決定等の状況

区	分	件	数		
決	開	示	9,825		
	部	分	開	示	1,161

定	非 開 示	5
	存 否 応 答 拒 否	4
	不 存 在	68
	却 下	3
	取 下 げ 等	-
	合 計	11,066

2 不服申立ての処理状況

(単位：件)

不 服 申 立 て 件 数	処 理 状 況					
	決 定				取 下 げ 等	審 理 中
	却 下	棄 却	一 部 認 容	全 部 認 容		
10	-	1	-	-	1	8

3 情報の公表及び提供

実 施 機 関	県 民 プ ラ ザ の 閱 覧 用 行 政 資 料 数	行 政 資 料 の 有 償 頒 布 数
知 事 部 局		
総 合 政 策 部	440	325
経 営 管 理 部	495	38
県 民 生 活 部	358	323
環 境 森 林 部	314	220
保 健 福 祉 部	658	438
産 業 労 働 観 光 部	344	31
農 政 部	519	107
県 土 整 備 部	368	492
会 計 局	57	-
企 業 局	18	-
事 務 小 計	3,571	1,974
教 育 委 員 会	407	371
選 挙 管 理 委 員 会	56	5
人 事 委 員 会	46	-
監 査 委 員 会	14	-
公 安 委 員 会	-	-
警 察 本 部 長	61	-
労 働 委 員 会	11	-
収 用 委 員 会	9	-
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	-	-
合 計	4,175	2,350

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第56条の規定により平成25年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年6月24日

栃木県知事 福田 富一

1 個人情報開示請求等の決定等の状況

(1) 請求の件数（簡易開示に係るものを除く。）

（単位：件）

区 分	開 示 請 求
本 人	72
法 定 代 理 人	4
そ の 他	－
合 計	76

注 訂正請求及び利用停止請求については、請求がなかったため省略する（以下同じ。）。

(2) 請求に係る対象公文書数

（単位：件）

実 施 機 関	開 示 請 求
知 事	
総合政策部	－
経営管理部	10
県民生活部	5
環境森林部	22
保健福祉部	27
産業労働観光部	1
農政部	－
県土整備部	1
会計局	－
企業局	－
小 計	66
議 会	－
教育委員会	12
選挙管理委員会	－
人事委員会	－
監査委員	－
公安委員会	2
警察本部長	82
労働委員会	－
収用委員会	－
内水面漁場管理委員会	－
合 計	162

(3) 開示請求に係る対象公文書の決定等の状況

区	分	件	数
決 開	示		46
	部 分 開 示		103
	非 開 示		1
	存 否 応 答 拒 否		2
定	不 存 在		5
	却 下		5
取 下 げ 等			-
合 計			162

2 不服申立ての処理状況

(単位：件)

不 服 申 立 て の 件 数	処 理 状 況					
	決 定				取 下 げ 等	審 理 中
	却 下	棄 却	一 部 認 容	全 部 認 容		
2	-	2	-	-	-	-

3 簡易開示の対象試験等数及び開示件数

実 施 機 関	対 象 試 験 等 数	実 施 試 験 等 数	件 数
知 事	総 合 政 策 部	-	-
	経 営 管 理 部	2	-
	県 民 生 活 部	-	-
	環 境 森 林 部	1	1
	保 健 福 祉 部	12	11
	産 業 労 働 観 光 部	7	6
	農 政 部	6	4
	県 土 整 備 部	-	-
	会 計 局	-	-
	企 業 局	-	-
小 計	28	22	276
議 会	-	-	-
教 育 委 員 会	2	2	7,717
選 挙 管 理 委 員 会	-	-	-
人 事 委 員 会	8	8	432
監 査 委 員	-	-	-
公 安 委 員 会	-	-	-
警 察 本 部 長	-	-	-
労 働 委 員 会	-	-	-

収用委員会	-	-	-
内水面漁場管理委員会	-	-	-
合計	38	32	8,425

4 個人情報取扱事務登録の件数

実施機関	件数
知事	
総合政策部	35
経営管理部	63
県民生活部	100
環境森林部	148
保健福祉部	290
産業労働観光部	86
農政部	113
県土整備部	119
会計局	8
企業局	10
事小計	972
議会	8
教育委員会	107
選挙管理委員会	24
人事委員会	7
監査委員	4
公安委員会	4
警察本部長	145
労働委員会	11
収用委員会	3
内水面漁場管理委員会	4
合計	1,289

(文書学事課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年6月24日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
二宮中部土地改良区	理事	栃本 一男		真岡市石島934-1	25.8.31	
	〃	石崎明二郎		〃 〃 613-2	〃	

理事	仁平 静夫		真岡市石島609	25.8.31	
〃	池田 清		筑西市樋口5	〃	
〃	篠原甚一郎	篠原甚一郎	真岡市石島670	〃	26.4.19
〃	石崎 武	石崎 武	〃 〃 899	〃	〃
〃	添野 敏郎	添野 敏郎	〃 大根田328	〃	〃
〃	野澤東洋男	野澤東洋男	〃 〃 1362	〃	〃
〃	添野 久司	添野 久司	〃 〃 416	〃	〃
〃	佐藤 利夫	佐藤 利夫	〃 〃 562	〃	〃
〃	海老原宏至	海老原宏至	〃 沖421-1	〃	〃
〃	土井 安明	土井 安明	〃 〃 76-3	〃	〃
〃		仁平 孝昭	〃 石島910		〃
〃		藤木 功	〃 〃 656		〃
〃		野村 秀	〃 〃 889-5		〃
〃		野中 明	筑西市樋口34		〃
監事	野村 克海	野村 克海	真岡市石島862	25.8.31	〃
〃	雀見 壽世	雀見 壽世	〃 大根田440-2	〃	〃
〃	荒井 勝男	荒井 勝男	筑西市樋口324-2	〃	〃

(農地整備課)

議 会

○栃木県議会情報公開条例の運用状況の公表

栃木県議会情報公開条例（平成12年栃木県条例第1号）第30条の規定により平成25年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年6月24日

栃木県議会議長 螺 良 昭 人

1 公文書開示請求等の決定等の状況

(1) 請求の件数

区 分	件 数
個 人	7
法 人	-
任 意 の 団 体	-
合 計	7

(2) 請求に係る対象公文書の決定等の状況

区 分	件 数
決 開 示	6
部 分 開 示	-
非 非 開 示	-
開 存 否 応 答 拒 否	-

定	示	不	存	在	1
未		決		定	-
取		下	げ	等	-
合				計	7

2 不服申立ての処理状況

該当なし
